

薬生食輸発1110第2号
令和3年11月10日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(アルゼンチン産チアシードのアフラトキシン、台湾産バナナのピラクロストロビン
及びウーロン茶のカルバリル、中国産きくらげのイミダクロプリド並びにインドネシ
ア産コーヒー豆のイソプロカルブ)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年
11月5日付け薬生食輸発1105第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき
実施しているところである。

今般、過去一年間の検査実績を踏まえ、アルゼンチン産チアシードのアフラトキシン
についてモニタリング通知の別表第2から削除し、これまでの検査実績を踏まえ、台湾
産バナナのピラクロストロビン及び中国産きくらげのイミダクロプリドについてモニ
タリング通知の別表第2から削除する。

また、インドネシア産コーヒー豆のイソプロカルブ及び台湾産ウーロン茶のカルバリ
ルについて、検査命令の対象としたことから、モニタリング通知の別表第2及び第3か
ら削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。